

議員提出議案第9号

操縦士の飲酒運転の防止など航空安全のための対策を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり琴浦町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出する。

令和7年3月19日 提出

提出者	琴浦町議会議員	小 椋 憲 浩
賛成者	同	桑 本 賢 治
	同	桑 本 始
	同	手 嶋 正 巳
	同	谷 田 順 子

令和7年 月 日

琴浦町議会議長 大 平 高 志

## 操縦士の飲酒運転の防止など航空安全のための対策を求める意見書

昨年12月1日、オーストラリアのメルボルン発成田行き JAL 774 便の機長と副機長が、社内規程に反する飲酒をしたにもかかわらず、運航を強行しようとしたという。国土交通省への報告も遅れ、業務改善勧告を受けた。

機長と副機長は、JAL の運航規程の3倍以上のアルコール量を飲みながら、虚偽の口裏あわせをしていたという。

実はこのような事態はこれが初めてではない。2018年と2019年にも、JAL はパイロットの飲酒で国交省から事業改善命令を受けている。

また、静岡県を拠点とするフジドリームエアラインズでも本年2月10日、午前7時35分発の351便（名古屋空港発岩手花巻空港行き）で、本来は携帯すべき操縦士免許の所持をせず運航し、出発空港に引き返したという。

何か行動を起こす前に、複数回の読み上げ確認など、ヒューマンエラーを防止するための施策を講じるのがこの業界の常識のはずだが、一方で免許保有の有無などの事前チェックをしていなかった。

さらに、格安航空会社（LCC）のピーチ・アビエーションでも、1月7日未明からシンガポール発関西行きの国際線を運航する予定だったにもかかわらず、禁酒時間内である前日午後1時半～2時に1人でビール1リットルを飲んだそう。機長は運航後の同社の聞き取りに対して「禁酒時間より前に飲んだ」と虚偽の説明をしていた。

また、機長と副操縦士は航空法で義務づけられているアルコール検査も受けていなかった。同社は法定検査の前に2段階の自主検査を行っており、機長と副操縦士は事前検査は受けていたが、ホテルで行う法定検査を受け忘れ、同社のアルコール検査を管理する担当者も、確認を怠っていた。

とりわけ飲酒問題は、操縦士の体調（疲労感）にも影響し、長距離を運航する過酷な国際線では、影響が出やすい。ステイ先で認められている飲酒のあり方を含めて、その是非を検討し、航空会社に再発防止策を策定させ、その遵守をさせる必要がある。

については、本議会として、本件のような、飲酒事案の再発防止のため、関係部署において、各航空会社に対する指導監督の強化をなされることを、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月19日

鳥取県東伯郡琴浦町議会

**【提出先】**

内閣総理大臣

国土交通大臣

衆議院議長

参議院議長